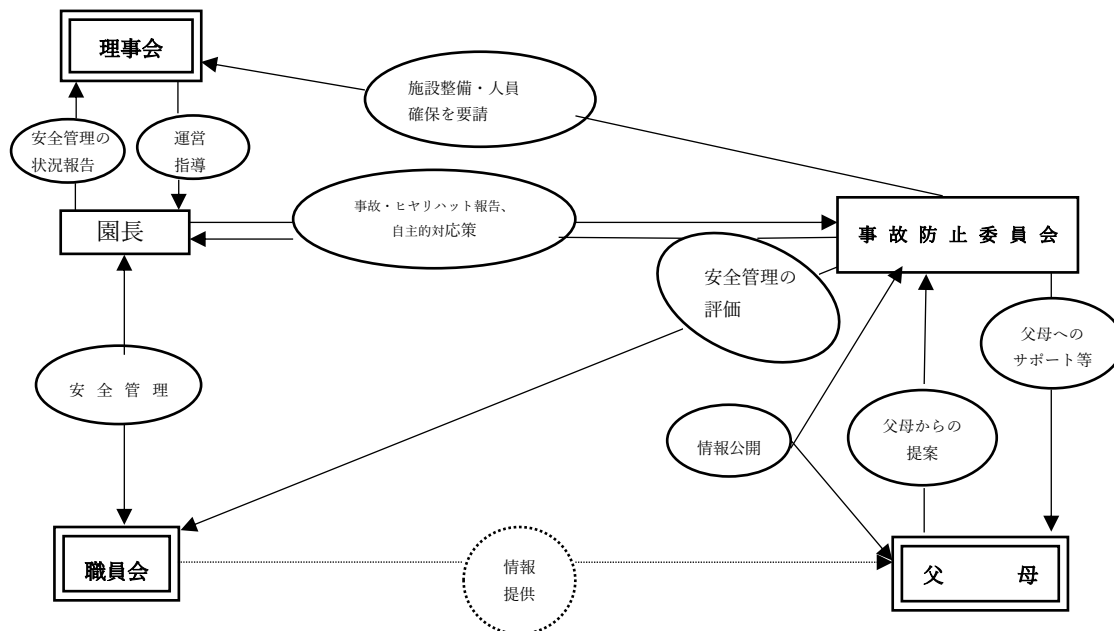


⑥ 事故防止委員会運営規定

2021年5月31日

1. 安全管理体制図



2. 事故防止委員会

◆ 事故防止委員会の構成

- ・ 事故防止委員は、園長、主任、各クラスリーダーから構成される。場合によっては理事も入る。
- ・ 定例委員会では、必ず事故報告・ヒヤリハット報告、を受ける。
- ・ 委員長は園長、副委員長は主任、理事、以上児・未満児リーダーとする。

◆ 事故防止委員会の開催

- ・ 準事故報告・ヒヤリハット報告は、1週間以内に必ず昼の職員会議で報告し、それを事故防止委員会とする。
- ・ 定例委員会は、原則として四半期毎に1回、年4回以上、以上児・未満児クラスに分かれて、季節ごとの安全管理活動が、事故防止マニュアルに則り適切に実施されているか、確認する。副委員長による打ち合わせ会議を必要に応じて開催する。
- ・ 委員長または副委員長からの要請があったときには、委員長、副委員長で協議の上、臨時委員会を開催する。

◆事故防止委員会の議題

- ・議題については、副委員長が各会の議題を取りまとめ、委員長に提示する。
委員長は議題を整理し、委員会開催の数日前までに全委員に告知する。

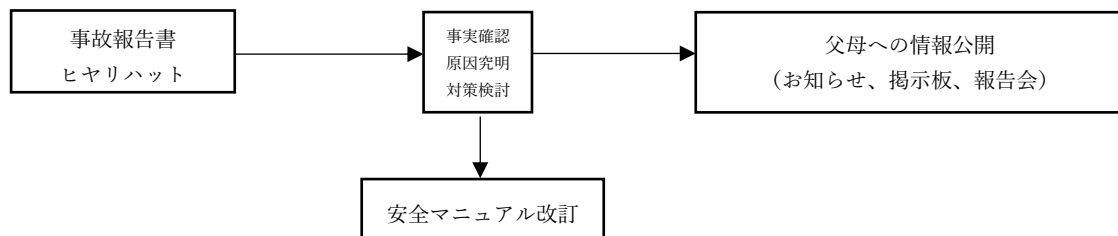
◆事故防止委員会の役割

- ・事故対策(ヒヤリハット事例を含む)

事故が発生した場合、関係職員は準事故報告書を作成し、園長に提出する。

また、事故には至らなかったが危険性があり、改善すべき事項が生じた場合、関係職員または職員の事故防止委員は、ヒヤリハット記録を作成し園長に提出する。準事故報告書・ヒヤリハット報告書をもとに協議し、全職員・理事会に伝える。

園長(委員長)は、提出された事故報告書またはヒヤリハット報告書の状況に応じて理事の委員も含めて対応(事実確認、原因究明、対策検討、父母への情報公開の是非等)を協議する。



- ・事故防止マニュアルの管理、事故資料のデータベース化

準事故報告書、ヒヤリハット報告書に対し、対策を実施し、かつ現行の事故防止マニュアルとの整合性が問題となる場合には、事故防止マニュアルを改訂する。また、事故資料を整理してデータベース化する。

- ・安全判断

保育園の設備、保育上安全に係わる変更(新設備の導入や、既存設備の変更、保育体制の変化等)がある場合、また父母から危険個所を指摘された場合には、それについて調査検討する。

- ・緊急連絡名簿の作成、管理

毎年度4月に各家庭の確認を経て緊急連絡名簿を作成する。また、事故防止委員が選出された後に、名簿を作成する。名簿の記載内容に変更がある場合はその都度更新し、常に緊急連絡を行うことのできる体制を整える。

- ・父母への安全管理体制の周知、および父母からの安全に関する意見の収集

事故防止委員会の活動を父母に周知するとともに、父母からの安全管理に対する意見や危険個所の指摘等を随時収集（投書箱の設置・アンケート実施）して、必要に応じて回答する。

- ・安全点検

各種点検（設備、散歩経路等）、が適切に行われているか確認する。

- ・安全教育

全職員に事故防止マニュアルの内容を周知徹底する。また職員に安全研修への参加を勧め、必要に応じて研修参加者の報告会を開催する。

※内部研修を開催した場合、参加者は研修報告を提出する。

以上